

LGBT と生きづらさ

福岡 美沙希

(黒木 雅子ゼミ)

目次

1. はじめに
2. LGBT の歴史
3. LGBT と生きづらさ
 - 3-1. 学校・職場と生きづらさ
 - 3-2. 家庭と生きづらさ
 - 3-3. 生きづらさの地域格差
 - 3-4. 制度に見られる生きづらさ
4. 変わりつつある社会
5. おわりに
参考文献

1. はじめに

近年、テレビやインターネットなど多くのメディアで「LGBT」という言葉を目にする機会が増えた。LGBTとは、L = Lesbian/ レズビアン(女性同性愛者)、G = Gay/ ゲイ(男性同性愛者)、B = Bi sexual/ バイセクシュアル(両性愛者)、T = Trans gender/ トランスジェンダーのことを指し、各語の頭文字から出来た表現である。トランスジェンダーは、心の性別と体の性別が一致しない人のことを指す医学上の診断名「性別違和」よりも広い概念で、当事者が自分達の生き方にプライドを持ち、名乗るときに好んで使われることが多い言葉である。LGBTという表現は当事者が自分たちのことをポジティブに語る呼称として、北米やヨーロッパで使い始められ、近年では日本でも多く使われるようになってきた。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーだけではなく、広く性的少数者の人たちを指す表現として用いられることが多い。しかし、LGBTという言葉は性の多様性からなる文化を強調するものであり、性的少数者と同一視されることも多いため、LGBTの方が性的少数者という表現よりも

限定的かつ肯定的な概念である。また、「セクシュアルマイノリティ」という言葉もLGBTと同様の意味で用いられているが、本論では上記の背景から同義であるが、LGBTという表現を使用する。

電通ダイバーシティ・ラボが2015年4月にLGBT当事者以外も含めた約7万人を対象に、LGBTに関する広域な調査を行った。「LGBT調査2015」では7.6%、およそ13人に1人が当事者である。この数字は彼・彼女たちが身近な存在であることを示している。また、2015年11月5日に全国ではじめて東京・渋谷区が同性カップルに対して「結婚相当の関係」と認める、「同性パートナーシップ条例」が成立するなど、LGBTに対しての世間の認知・理解は深まりつつある。しかし、LGBTという存在が認知され、可視化されていく中で見えてくる当事者たちの「生きづらさ」が問題とされている。2015年10月にNHKが、全国のLGBT当事者を支援する「LGBT法連合会」とその賛同団体と協力して行った、全国の2600人のLGBT当事者対象のアンケート調査「LGBT当事者アンケート調査」では、周囲の偏見や差別を恐れ、カミングアウトをせずに生活をしているといった切実な声が多くあがっている。また、2015年に性的指向および性自認により困難を抱えている当事者に対する法整備のための全国連合会(以下、「LGBT連合会」)が行った、LGBT法連合会の活動に賛同する51の団体と当事者個人から広く意見を集めて作成された「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(第2版)」から当事者の感じている生きづらさを見ていく。

本論は、主に電通ダイバーシティ・ラボとNHK、そしてLGBT法連合会の3つの調査及び、筆者が関わった京都府亀岡市の男女共同参画情報誌編集を通して、LGBTの当事者が感じる「生きづらさ」について学校、家庭、地域、制度とい

LGBT と生きづらさ

う4つの環境に焦点を当てて考察する。そして、LGBT 当事者たちの生きづらさが果たしてどのようなものなのか、当事者たちの感じる「生きづらさ」の正体を探る。

なお、近年多様な性を生きる当事者たちが声を上げ始め、Q = Questioning/クエスチョニング(性自認が分からない、または定めない人)、I = Inter sex/インターセックス(性分化疾患)、A = A sexual/アセクシャル(無性愛者)を加えて取り上げられることがあるが、日本での普及度を鑑み、本論では「LGBT」に焦点を当てる。

2. LGBT の歴史

ヒト以外の哺乳類、鳥類、爬虫類、両棲類、魚類、昆虫などの世界で同性同士の性行為、いわゆる同性愛はごく普通に見られる。石器時代の洞窟壁画などから、人間が太古以来、男性同士の性的な交流があったことをうかがわせるものは少なくない。確実に同性間の交愛を描写した例証となるものの出現は、文字の発明という人類が有史時代へと入ることで可能となった。本章では、『図解ホモセクシャルの世界史』から、LGBT がこれまで辿ってきた歴史について考察を行う。

世界最古の英雄叙事詩として知られる「ギルガメシュ叙事詩」は、人類最古の男性同士の友愛を謳い上げていることでも名高く、メソポタミア文明圏の人々の性愛観を見て取ることもできる。1964年エジプトのサッカー場で2人の男性の合葬墓が発見された。彼らはエジプト古王国第五王朝の国王ニウセルラーの美容師として仕えたカップルであり2人とも裕福で、宮廷内でも高い地位に属していたとされる。合葬墓内部には彼らが親密な関係であることをあらかず描写が多く刻まれており、「今生をともに過ごしたように、来世も永遠にともに過ごす」という意味の祈りの言葉が刻まれているのである。これが、紀元前2400年頃に造られたと言われている、男性同士が睦まじく愛情を交わす最古の例である。

その後ローマ帝国で初めて同性結婚が記録されており、第5代ローマ皇帝ネロが複数の男性と法的な儀式を行い結婚、そのうちの1人である美少年は正式の皇后として認められた。同性愛はあら

ゆる古代文化で人間の性の普通の部分として受け入れられてきたが、キリスト教が広まるにつれてホモフォビア(同性愛者嫌悪)なるものがはじまり、342年同性愛を禁じる初めての法令がキリスト教皇帝コンスタンティウス二世とコンスタンヌス一世によって配布された。390年にはキリスト教皇帝は同性間の性交は違法であり、有罪の者は公衆の面前で生きたまま火炙りの刑に処すを宣言された。その後、1533年にイングランド王のヘンリー八世が制定したものは西洋社会で最も厳しい法律と言われており、マスターベーション、アナルセックス、オーラルセックスを含む、子どもを産む目的以外の性行為全てを性犯罪と位置付けた。

こうして長い間、西洋において同性愛は違法であり罰に値するとされてきたが、1836年にイギリスで同性愛に対する最後の処刑が行われる。1880年に日本が約9年間、同性愛行為の中で肛門性交のみを違法としていたのを取りやめ合法化、続いて1889年にはイタリアで同性愛が合法化される。1930年にはデンマークが先駆けて特定の性行為を性犯罪とする「ソドミー法」を廃止した。ヨーロッパのいくつかの国がそれに倣ったが、根強く浸透した偏見の影響で、イギリス政府が成人男性同士の性的関係を認めるようになったのはそれから30年以上後のこととなる。アメリカ合衆国では1924年にアメリカで最初の同性愛者権利組織の人権協会がシカゴで創立し、1961年にイリノイ州が全米で初めて「ソドミー法」を撤回、それを皮切りに各地にゲイ・リベレーション組織が結成される。

1989年のデンマークを皮切りに、1993年ノルウェー、1995年スウェーデンなどのヨーロッパ諸国で同性同士のパートナー制度が次々に導入され、1999年にはフランスでPACS(市民連帯契約法)が可決、2000年からアメリカのヴァーモント州で事実上の同性間の結婚を認めるシビル・ユニオン法が制定された。現在では先進国をはじめ、様々な国で次々と「同性同士の婚姻権」が法制化されており、今後急速にLGBTを取り巻く環境は変化していくと考えられる。

3. LGBT と生きづらさ

3-1. 学校・職場での生きづらさ

「はじめに」で言及した2015年のNHKの「LGBT当事者アンケート調査」内のアンケート項目を見てみよう。その中に「カミングアウトをした相手」という質問項目があり、この調査での回答者2401人中、学校・職場においてカミングアウトをしたのは41.5%という結果が出ている。学校や職場での生きづらさの例としてLGBT法連合会の「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第2版）」（以下、LGBT法連合会の調査）から見てみよう。

学校での生きづらさの例は、「宿泊行事、健康診断、身体測定など、身体の露出がある場面において、性的指向や性自認による困難を抱えている子どもの想定・配慮がされておらず、身体を見る／見られることへの不快感など苦痛を感じた」「学校の制服や体操服などが戸籍上の性別で分けられたため、苦痛を感じ、不登校となった」「性的指向や性自認に伴う悩みをスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談したが、性的指向や性自認についての知識がないために、支援が受けられなかった」などの声があがっている。

授業で性自認や性的指向についての知識を養う機会が少ないことから、当事者が悩みを抱えたり、知識がないことからいじめが始まってしまうなどの問題がある。また、教師やスクールカウンセラーなどが知識を持っていないことから、周りに頼れる大人がいないために当事者が悩みを抱えても相談しづらい環境であることがうかがえる。

2017年3月14日、文部科学省が「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂を行い、性的指向や性自認に関する記載を盛り込んだ。近年、このように性的指向や性自認に関するいじめに対して適切な対応を教育現場で行えるように、様々な取り組みがされるようになった。しかし、上記の方針でもいじめに対する具体的な対応に関する記載がないことから、教育現場で十分な取り組みがなされるか不透明な点や、各自自治体での取り組みに格差が生まれることが懸念される。教育現場におけるいじ

めは、教育を受ける権利を侵害するほか、心身の成長や人格形成を脅かすものであるため、具体的で実効性のある法律・制度の実現が求められる。

それでは次に、職場での生きづらさを見てみよう。職場での生きづらさの例としては、「性的指向や性自認を理由に、解雇や内定取り消しをされたり、辞職を強要された」「パートナーやパートナーの親族との死別に際して、使用者に対して、慶弔休暇・忌引を申し込もうとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された」「職場での昇進・昇格に結婚要件があったため、同性パートナーがいたのにもかかわらず、昇進・昇格できなかった」などの声がある。

いじめや差別、不安感などのストレスによって健康を害する当事者も少なくはない。NHKが行ったアンケート調査の中の「LGBTであることによって健康への影響があるか」という質問に対して、「健康に影響があった」「健康にやや影響があった」と答えている人は、回答者2,431人の中で約40%近くにのぼる。当事者が普段から感じている不安やストレスが健康に影響していることが分かる。

3-2. 家庭での生きづらさ

前述のNHKのアンケート調査によると、家族（両親、きょうだい、配偶者）を相手にカミングアウトをしたのは、2401人の中で51.2%という結果が出ている。最も身近な「家族」に対して、半数ほどしかカミングアウトがされていないということは、身近な人に対して打ち明けることが出来ない、「カミングアウトの壁」に直面していることを物語っている。

家庭に対して感じる生きづらさの例として、出生家族（自分が生まれた家族）と生殖家族（自分がつくる家族）の2つの側面を、LGBT法連合会の調査から次に見ていく。

出生家族の側面から見た生きづらさの例としては、「親から『一時の気の迷いだから精神科へ行き』『同性愛は治療できる』といわれ、病院に強制入院させられた」「部屋に置いていたゲイ雑誌が親に見つかり、家を追い出され、自分の存在を無視したり、死んだ者として扱われるようになった」「家族の中で『異性愛以外は認めない』『不自

LGBT と生きづらさ

然『気持ち悪い』『うちの家族にはいない』などの差別的発言が繰り返されたため、メンタルヘルスを悪化させてしまった」「テレビ番組に出演しているオネエタレントをみて、親が『生まれて来る子がゲイなら中絶する』『うちの家族にはいなくてよかった』と言われ、傷ついた」などである。最も身近で、無条件で自分を受け入れてくれるであろう「家族」に嫌われたくない、否定されたくないという不安から、友人や職場の同僚などにカミングアウトするよりもハードルが高くなっていることがわかる。

そして、生殖家族の側面から見た生きづらさの例としては、「男女間に賃金格差があるため、女性同士のカップルとして経済的な困窮につながった」「里親の認定基準が厳しく、原則として夫婦でなければならないため、同性カップルとしての里親登録ができなかった」「レズビアンカップルの一方が妊娠・出産したが、法的な夫婦ではないために、もう一方との間に法的な親子関係が成立せず、親権等を行行使することができなかった」などである。詳しくは後述する制度に見られる生きづらさで述べることとなるが、パートナーとの相続や養育などの権利を行行使するために養子縁組をすることが一般的である。そして、男女賃金格差の影響で特に女性同士のカップルが貧困に陥るなど、当事者同士で新たに生殖家族を築こうとしても、社会制度や周囲の差別・偏見の目から多くの壁があることが分かる。

3-3. 生きづらさの地域格差

NHKの「LGBT当事者アンケート調査」で学校・職場でカミングアウトをしたと答えている人は、南関東では42.8%、京都・大阪・兵庫では43.2%であるのに対し、地方では20%台と低い地域が多く見られた。南関東・関西と地方で大きな差があることから、当事者が周囲の認知や理解を得ることが地方のほうがより難しいと考えられる。LGBT法連合会の調査では、「地域活動において、性自認や性的指向について差別的な発言を繰り返され、性自認や性的指向を揶揄されたり、そのことを理由に地域活動から排除されたりした」「地方では、周囲に性的指向や性自認についてカミングアウトしづらく、心から打ち解けられる友人が

できず、住み慣れた土地を結局離れて都会に出ざるを得なかった」などの声があがっている。「LGBT当事者アンケート調査」では、「保守的な地域でLGBTのコミュニティは色眼鏡で見られていて『触れてはいけないもの』として扱われているのでカミングアウトができない」といった声もある。調査を分析した金沢大学人文学類准教授の岩本健良は、この結果に対して「学校や職場は多くの人にとって日中の大部分を過ごし社会との接点となる場所であるために、地方では当事者がよりカミングアウトしづらく一人で悩みを抱えやすいという状況であることを浮かび上がらせている」と述べている。

地方では当事者が周囲の認知や理解を得ることがより難しいのか、実際に地域によってLGBT認知度や可視性の格差があるのか、次に見ていく。筆者は京都府亀岡市生涯学習部人権啓発課 男女共同参画推進係の発刊する、亀岡市男女共同参画情報誌「ゆう・あいネット vol.37『性別って？男と女に分けられる？～LGBTを考える～』」（以下、「ゆう・あいネット vol.37」）の編集委員として2017年から2018年の1年間、編集・発刊に携わった。過去に「ゆう・あいネット」で発刊されたものの中で、LGBTについて何らかの執筆があったものは片手で数えられるほどであり、この1年間の編集会議を通して、亀岡市でのLGBTの認知度や不可視性を痛感することになった。

まず、NHKのアンケート調査でカミングアウトをした人の地域別の割合から見ても分かるように、地方のLGBTの理解・認知度は低いと言える。都会のほうが理解・認知度が高い理由として、新宿2丁目や大阪の堂山など当事者達の溜まり場が都会に集中していることや、レインボーパレードをはじめとするLGBTをテーマとしたイベントの多くが都会で行われていることが大きく影響していると考えられる。そのため、地方に住んでいる当事者が都会に出てしまい、結果的に地方でのLGBTの認知度を高める動きは少なくなってしまうのである。前述した「ゆう・あいネット vol.37」でLGBTをテーマに取り上げるにあたって、編集会議では亀岡市の市民年齢層が高いことや、LGBTをテーマにすることが市民に受け入れられるのか、また、情報誌の内容が違った捉えか

たをされないかという懸念の声が上がった。今回の「ゆう・あいネット vol.37」でLGBTがテーマに取り上げられたのは、筆者が大学でジェンダーを学んでいることがきっかけである。LGBTについて学ぶ機会のある、または知識を持っている人が関係者にいないと、テーマとして取り上げづらいのが現状である。実際の編集会議では、LGBTのことを知らない人でも手に取りやすいように、LGBTをテーマにした書籍や映画の紹介を入れたり、大企業のアンケート調査を参考にするなど様々な工夫を行った。

しかし、編集会議がスムーズに進む一方で、会議中の会話から当事者に同情的に聞こえるような一面が見えてくる。会議の中で、LGBTが生きづらそう、問題が多そうといった声が圧倒的に多かったのである。筆者は、LGBTだから可哀想、生きづらそう、不幸だと思うのは、上の立場から見えており、差別・偏見を持っているのと変わらないのではないかと、考える。LGBTだけでなく高齢者や妊婦、子どもを見て、大変そう、大丈夫だろうかと心配することは同じ同情でも当たり前の感情である。だが、編集会議の中で見受けられるのは、生きづらそうだから可哀想、カミングアウトや周囲からの差別・偏見などの問題が多そうといったような、一方的で実態に基づかない感情が多かったように感じられた。言葉を発している本人は差別・偏見を持っているつもりがなくとも、無意識に差別している可能性もあるということを実感した。こういった背景から、地域によってLGBTの認知度や可視性の格差はあると考えられる。

3-4. 制度に見られる生きづらさ

次に、医療や制度上の生きづらさを見ていこう。近年、東京・渋谷区や世田谷区で自治体が同性カップルをパートナーと認める取り組みが行われるなど、これまで「見えないもの」とされがちであったLGBTが社会に認知されつつあるが、それでも「社会的弱者」としてみられがちである。2015年のNHKの「LGBT当事者アンケート調査」では、「パートナー名義のマンションに住んでいるがパートナーに何かあったら追い出されるのではと不安、賃貸物件を探す時にパートナーと物件探しをしていたら門前払いされた」「持ち家が自分

名義だが自分が先に死んでもパートナーに相続出来ない」「女性同性愛者同士だと共に低所得で生活が厳しい」「パートナーが事故を起こして緊急治療室に入っても立ち会うことが出来ない」などの声があがっている。

上記アンケートで「自分の住む自治体が世田谷区や渋谷区のようにパートナーシップ制度がはじまったら結婚相当証明書を申請してみたいか」という質問を行った。「申請したい」と、「パートナーができたなら申請したい」は2,423人中約82%、「申請したくない」は約18%であった。そして、「申請をしたい理由（複数回答可）」の質問では、「医療を受ける際、家族と同等の扱いを受けたい」が57.5%、「今後、法律上、家族として認めてほしいのでその第一歩として」と回答した人が54.3%と半数以上が申請をしたい理由として回答している。そして、「職場で家族手当、慶弔休暇、介護休暇など家族と同等の扱いを受けたい」が44.7%、「相続の際、権利関係を明確化するため」が40.0%、「子供を育てる上で必要だと考えるため」が15.2%、「外国籍のパートナーと日本に住み続けるため」が5.3%、という結果になっている。

それでは反対に、「申請したくない」と答えた人の申請したくない理由は何故なのか。上記アンケートでは、「同性婚という制度を設けるのではなく従来の婚姻制度を同性間に広げるというやり方をしてほしい」という回答がある。ここからわかるように、一般的な婚姻制度とは異なるパートナーシップ制度という枠であることに対して、懸念の声があがっている。世田谷区や渋谷区などでパートナーシップ制度が始まっているが、現状では同性間の婚姻制度がないため、病院での立ち会いや遺産相続の権利などを獲得するために「養子縁組」制度を利用することが多い。同性婚やパートナーシップ制度を設けるのではなく、従来の婚姻制度を同性間に広げるという方法を望む当事者は少なくない。回答者の多くがパートナーを「家族」として扱ってほしいと考える一方で、家族として扱われないのが大きな不安材料であることがよく分かる。

4. 変わりつつある社会

日本の男色（男性同士の性愛）は弘法大師（空海）にはじまると言われている。記紀万葉の奈良時代の文献にも男色に関する記述が散見されるなど、日本文化や日本国内で広く信仰されている宗教においても歴史上 LGBT への敵意は存在しない。つまり、日本では古くから同性間の交愛があるということが言われている。

しかし、近年日本では LGBT を取り巻く多くの事件が起こっている。1973 年（昭和 48 年）、事件に関与した疑いで逮捕されたゲイの定時制高校生は結果的に無罪となったが、取り調べの過程で警察は異常者として扱い罵声を浴びせたり、同性愛指向を利用してでっち上げの自白をさせたのが富士高校放火事件である。2000 年（平成 12 年）、少年グループらが同性愛者をリンチし、1 人が殺害され、その他被害届が出されたものだけでも数十件の被害例があったとされる新木場殺人事件がある。記憶に新しいのは、2015 年（平成 27 年）、一橋大学のアウトティング（暴露）事件である。同性愛の恋愛感情を告白した相手による暴露をきっかけに、ゲイの学生が投身自殺を図って転落した。翌 2016 年に転落死した学生の遺族が相手側の学生と大学の責任を追及して損害賠償を求める民事訴訟を起こしたのである。こういった事件がニュースで取り上げられ、LGBT の認知度があがる中で、日本でも LGBT の権利擁護をめぐる動きが見られるようになる。

1990 年世界保健機関（WHO）が国際疾病分類から同性愛を削除した。2002 年日本政府は人権基本教育計画に「同性愛者への差別」の解決を明記、2015 年に文科省が国公私立の小中学校に性的少数者全般に配慮を求める通知を出し、同年東京都渋谷区と世田谷区で同性パートナーの公認制度が開始した。2016 年には民進、共産など野党 4 党が性的指向と性自認に関する「差別解消」を推進する法案を提出し、自民党は「理解増進」法案の概要をまとめた。同年、イタリアで同性カップルに結婚に準じた権利を認める法律が成立し、G7（主要 7 カ国）で同性カップルの法的保証がないのは日本だけとなった。日本で LGBT の権利擁護をめぐる動き見られるようになった背景に

は、先述した LGBT を取り巻く事件のニュースをはじめ、テレビやインターネットなどのメディア露出が増加したことと、日本が外圧に弱いこともあるのではないかと考える。LGBT の権利擁護に関して、当事者の運動とともに海外の動きが日本に影響していると言える。

5. おわりに

これまで LGBT の「生きづらさ」について、学校・職場、家庭、地域、医療・制度という 4 つの環境に焦点を当て、当事者やその周囲の人の体験や声をアンケート調査や筆者の参与観察をもとに考察してきた。

学校・職場では、カミングアウトにより友人や同僚・上司からのいじめや差別の対象になることへの危惧がある。カミングアウトによるいじめや差別・偏見の対象となってしまう、不登校や辞職そして自殺に追い込まれる場合もあることが分かった。家庭においても学校・職場と同様に、カミングアウトに関する問題が多く、社会制度に壁がある。生きづらさの地域格差では、筆者が京都府亀岡市の男女共同参画情報誌の編集委員として 2017 年から 2018 年の約 1 年間携わったが、参与観察する中で地域によって LGBT の認知度や可視性には格差が見られた。制度の中の生きづらさでは、同性パートナーシップ制度が施行された今もなお、当事者達が多くの問題に悩まされている。どの環境においてもカミングアウトの壁や差別・偏見に苦しむ当事者の声があり、一貫して生きづらさを感じている人が多くいることが分かる結果となった。

筆者は本稿を執筆するにあたり、様々なことを学び、当事者やアライ（英語で「同盟、支援」を意味し、LGBT 当事者ではないが、セクシュアルマイノリティを理解し支援するという考え方、あるいはそうした立場を明確にする人々を指す）など、多くの人々と接してきた。その中で、当事者たちの感じている生きづらさの正体は「LGBT だから生きづらい」のではなく、「生きづらさの一要因である」と考えるようになった。これは、多くの人々が「高齢者」「女性」「障がい者」「人種・民族」など、何らかの側面でマイノリティに属し

ており、それぞれの側面が持つ生きづらさが複合的に絡み合っていると考えるからである。LGBTは生きづらさの一要因であるかもしれないが、生きづらさは当事者の性格や身を置いている環境もあるのではないだろうか。

現在では、進まない制度改革や根強く残る差別・偏見など多くの壁がある。しかし、ゆっくりではあるが変わりつつある環境の中で、LGBTをはじめとした社会的マイノリティの人権が守られ、生きやすい社会になることが望まれる。

参考文献

新井祥, 2013年, 『オレの周りの"性別が、ない！"人たち』, ぶんか社.

亀岡市生涯学習部人権啓発課 男女共同参画推進係編, 2018年2月刊行予定, 『ゆう・あいネット vol.37』, 亀岡市生涯学習部人権啓発課 男女共同参画推進係

砂川秀樹ほか, 2007年, 『カミングアウト・レターズ』, 太郎次郎社エディタス.

しみずさつき, 竹信三恵子, 船橋邦子, 渡辺照子編, 2017年, 『女たちの21世紀特集 LGBT 主流化の影で』 no.90, 特定非営利活動法人 アジア女性資料センター.

牧村朝子, 2013年, 『百合のリアル』, 星海社新書.

松原國師, 2015年, 『図解 ホモセクシャルの世界史』, 作品社.

森山至貴, 2012年, 『「ゲイコミュニティ」の社会学』, 勁草書房.

森山至貴, 2017年, 『LGBTを読みとく:ティア・スタディーズ入門』, 筑摩書房.

LGBT支援法律家ネットワーク出版プロジェクト, 2016年, 『セクシュアル・マイノリティ Q & A』, 弘文堂.

LGBT法連合会, 2015年, 「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト (第2版)」, LGBT法連合会, (2017年10月15日取得, http://lgbtetc.jp/pdf/list_20150830.pdf).

NHK, 2015年, 「LGBT当事者アンケート調査」, NHK ONLINE, (2017年9月1日取得, <http://www.nhk.or.jp/d-navi/link/lgbt/>).

厚生労働省, 2016年, 「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」, (2017年11月13日取得 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidouka-teikyoku/0000133451.pdf>).

電通ダイバーシティ・ラボ, 2015年, 「LGBT調査2015」, dentsu, (2017年9月1日取得, <http://www.dentsu.co.jp/news/release/pdf-cms/2015041-0423.pdf>).

博報堂DYホールディングス, 2016年, 「LGBT意識行動調査」, HAKUHODO, (2017年10月6日取得, <http://www.hakuhodo.co.jp/uploads/2016/05/HDYnews0601.pdf>).

文部科学省, 2013年, 「いじめの防止等のための基本的な方針」, (2017年11月4日取得, http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfi/2017/04/05/1304156_02_2.pdf).

文部科学省, 2017年, 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について (教職員向け)」, (2017年12月18日取得, http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/_icsFiles/afieldfi/2016/04/01/1369211_01.pdf).